

## 令和5年度文化の日記念「文化振興事業」実施要領

### 1. 目的

文化の日を記念し、日ごろの生涯学習活動並びに文化活動の成果を展覧及び発表する団体を支援することにより、常滑市の文化の振興及び向上を図る。

### 2. 主催

常滑市教育委員会

### 3. 対象期間

令和5年10月1日（日）から令和5年11月30日（木）まで

### 4. 対象事業

期間中に開催され、次の各号に定める条件を満たした事業とする。

- (1)生涯学習活動や文化に関する事業で、教育委員会が適当であると認めた事業であること。
- (2)営利を目的とした事業でないこと。
- (3)政治活動、宗教活動に関する事業でないこと。
- (4)開催にあたって保健衛生、危険防止等に関して十分な措置が講ぜられ、内容に問題点のない事業であること。

### 5. 事業への支援

文化振興事業として承認された場合、教育委員会から次の支援を得られることとする。

- (1)市内公共施設（3公民館、市民文化会館、市体育館、サザンアリーナ）（以下「市内公共施設」という。）の施設利用料の減免  
※減免対象は1つの事業につき原則1か所（1部屋）とする。  
やむを得ず2か所以上申請する場合は、会場を仮予約する前に教育委員会に相談すること。

＜2か所以上減免を認める場合の例＞

市民文化会館ホールで事業を行う際に、併せて楽屋が必要な場合

減免期間は次のとおりとし、準備・片づけはこの期間に含むものとする。

(ア) 公民館（部屋）	3 日
(イ) 市民文化会館ホール	2 日
(ウ) 市民文化会館展示室	6 日
(エ) 市体育館・サザンアリーナ	1 日

※上記以外の施設における、利用・減免の可否については生涯学習スポーツ課に相談の上、施設の所管課と協議すること。

#### (2) 市章入り賞状の交付

賞状を希望する団体は、市長賞・議長賞・教育委員会賞の3賞の交付申請をすることができる。

### 6. 申請方法

「文化の日記念「文化振興事業」承認申請書」（様式1）に必要事項を記入し、生涯学習スポーツ課に提出すること。ただし、次のことに注意すること。

- (1) 市内公共施設を使用する団体は、仮予約をしておくこと。（仮予約の申込期間が到来していない施設については、施設管理者に使用の了承をとっておくこと。）
- (2) 参加費、入場料をとる場合は、営利目的でないことがわかる資料（収支予算書）を添付すること。
- (3) その他、教育委員会が特に必要とする書類を添付すること。

※市民文化会館を使用する際の臨時駐車場について

市民文化会館・中央公民館の駐車場として、市民文化会館地下駐車場（普通32台、軽24台）、南駐車場（45台）、ボートレース電光掲示板裏の駐車場（141台）（※競艇開催時は競艇利用者優先）を使用することができるが、追加で臨時に駐車場が必要な場合は、申請時に教育委員会に申し出ること。

### 7. 申込期間

令和5年7月1日（土）から令和5年8月31日（木）まで

### 8. 事業の決定

事業の決定については、教育委員会が事業内容の審査を行い、申請団体に対してその旨を後日通知する。

## 9. 実施報告

申請団体は事業終了後1か月以内又は令和5年12月20日（水）のいずれか早い日までに「文化の日記念「文化振興事業」実施報告書」（様式2）を提出すること。

## 10. 注意事項

- ・申請できる団体は、構成員が5名以上で市内在住者が過半数を占めること。また、活動内容が明確であること。
- ・備品の使用等、詳細は各施設の管理者と打合せをすること。
- ・承認後、内容等の変更をする場合は、教育委員会の承認を得ること。変更の内容によっては、教育委員会は承認を取り消すことができる。
- ・承認された場合、ポスター・チラシ等の印刷物に「令和5年度文化の日記念「文化振興事業」」と明記すること。
- ・ここに記載されていないことは、教育委員会が別途定める。